

第五編案

全國勞農大衆黨組織方針に關する件

山本 義久

一八

中央執行委員會

黨の組織擴大、強化と擴大強化されたる組織に基く闘争力の強大が組織方針の基本である。依つて黨組織の擴大強化の爲に次の如き方針を決定せんとするものである。

一、黨内部組織の強化——黨中組織の確立

1. 地方合同の完成、七月五日三黨合同完成以來地方支部聯合會は完成されつゝある愛媛、岐阜、愛知、東京、その他の地區に合同未だ完成支部を見る。我が全國勞農大衆黨を眞に労働者、農民、無産市民の戰鬥的大衆的結合體たらしめる爲に、未合同支部、未合同支部聯合會は直ちに大衆的な合同協議會又は大衆的な共同闘争委員會を通じて即時合同に進まねばならぬ。又それを阻止する一切の力を嚴重に統制する。

2. 黨中組織の確立(民主々種中央集權組織の確立)

全國勞農大衆黨を労働者、農民の眞實の闘争體ならしめる爲に班から指導部に至る組織を完備せしめる。

(一)班(分會)——

工場で職員ある場合は工場班(分會)を確立し農村に於ては貧農密集部落に部落班(分會)を設け班(分會)長その他の係り者を以て機關紙の配布、連絡、情報の傳達、座談會、研究會等によつて黨の綱領、政策、スローガン、指令、指示等を班(分會)員に浸透せしめ、支部との連絡を密接にして支部及我黨の展開する演説會、民衆大會、等の集會に集團的職員を動員して闘争に参加せしめねばならぬ。

(二)支部、一町村區内の班(分會)を結合して支部を作り直接聯合會、本部と連絡して班を統一指導する。幹部には活動的分

子と見せしめねばならぬ。

(三)大衆運動會(部・地方)

大衆動員に便利な交通、地勢、行政區劃等によつて支部協議會を設け、日常闘争の組織化の爲に支部同志の連絡を密接にする。

(四)聯合會

聯合會は三府四十三縣中三十三縣その確立を見てゐるが未だ完成縣は至急聯合會を確立すべきである。聯合會執行部は地方に於ける充分なる闘争を指導する組織でなければならぬ。

執行部としての常任委員、執行委員、各専門部長は事實上闘争に参加出来る分子によつて構成され闘争を指導統制すべきである。

(五)黨本部常任執行部、關西事務局。

(イ)書記局の確立。(ロ)各専門部の確立。(ハ)日常闘争の指導統制等々眞に我黨のすべからざる中心指導部たらしめねばならぬ。

(六)地方協議會の組織——中央委員會及大會の決定を必要とする故組織部原案作製中

(七)中央オルグの訓練、編成、配置

(八)財政的方面の確立

黨の組織上の確立を見ても財政的方面の確立なくては闘争は出来ない。財政の確立は闘争を一層激化せしめる事が出来る。勿論活潑な闘争を通じてのみ財政は確立されるのであるが、班、支部、支部聯合會の活動に依つて財政を確立すべきである。